RBSS　2010

日本防犯設備協会　RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）

RBSS 0002-3

防犯カメラ認定基準

Certification Standard for Security Camera

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　制定
2010 年（平成 22 年）10 月 5 日　改正
2012 年（平成 24 年）12 月 7 日　改正

JSSA
公益社団法人 日本防犯設備協会

防犯カメラ認定基準の要点

本認定基準においては、犯罪抑止・犯罪発生後の対処・追跡に関する犯罪検挙などの用途に“効果的に機能”するため、最低限必要とされる機能・性能などを活用する視点で吟味し、水平解像度・最低被写体照度・画角・逆光などの基準値を定めた。

本認定基準は NTSC 対応防犯カメラと IP-IF 対応防犯カメラ、及び両方を持つ機器に対応した認定基準としており、代表的な基準値の根拠などの要点は、次のとおりである。

(1)　水平解像度

水平解像度は、犯罪抑止における撮影時や犯罪発生時の対応にとって不鮮明な画像とならない様に、最低限必要となる下限を客観評価により定め、さらに、具体的な評価方法を定めた（共通機能）。

特に、デジタルレコーダ（防犯用）では、画像サイズ 640 画素以上を有効活用できるよう水平解像度を 400 本（TV 本）程度を目標にしており、防犯カメラはデジタルレコーダと組合されることから、NTSC 対応防犯カメラの水平解像度を 470 本（TV 本）以上とし、「鮮明な画像」が得られるようにした（共通機能）。IP-IF 対応防犯カメラは画像圧縮部を内蔵しているので、デジタルレコーダ（防犯用）と同等な画質が得られる要件にした（共通機能）。

(2)　最低被写体照度

防犯カメラは防犯要素として明るさに対する感度が特に重要であり、屋外や屋内の各種用途、設置場所に対応した防犯カメラを選べる基準とした。

最低被写体照度は、屋外用 0.5lx 以下（高度機能）、屋内用 3lx～8lx 以下（共通機能で、標準タイプ～スモークドーム搭載タイプ）を選択できることを要件とした。

その基準値の根拠は、「照度基準に対応し撮影する」ことを実現できるように下記の推奨要綱「防犯基準など」[(1)]を参考にした。

注[(1)]　出展：H18 年　安全・安心まちづくり推進要綱　警察庁

- “道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項”
- “共同住宅に係る防犯上の留意事項”

(3)　画角に対する配慮

画角は、撮影する対象や撮影目的により調整変更を行なう必要があることを要件とした。

本認定基準では、現場に設置されたカメラでも光学的に画角調整ができる機能を有すること（焦点距離比 2 倍以上）とした（共通機能）。

(4)　逆光に対する配慮

逆光については、逆光補正機能を有することにし逆光を受ける設置環境でも撮影ができることを要件とした（共通機能）。また、マンションの共用玄関などの建物の出入口の人物を撮像するために、ダイナミックレンジ拡大機能（高度機能）も選択できるようにした。

(5)　IP-IF 対応機器について

IP-IF 対応防犯カメラと IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）とを接続して相互に通信を実現するスイッチングハブを安心して選定できるようにした。本基準においては、必要な機能・性能を明確にして推奨機器型式の申告を要件とした（申告事項）（「ネットワーク利用ガイド」参照）。

【認定基準体系について】

RBSS 基準(優良防犯機器認定基準)の中の“防犯カメラ認定基準”体系は、以下のように認定基準（本編）と別冊で構成されている。

(1)　RBSS 0002-3（**防犯カメラ認定基準**）

(2)　RBSS 0002-2（**防犯カメラ認定基準　別冊**）

本防犯カメラ認定基準は、主に要求事項と申告事項に大別されており、その要求事項については、RBSS 基準(優良防犯機器認定基準)に記述しているように、必須事項としての“共通機能”と選択事項としての“高度機能”がある。

目　次

防犯カメラ認定基準の要点

1　適用範囲.....1

2　用語及び定義.....1

3　標準構成.....4

4　申請書類・技術報告書の提出について.....8

5　要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）.....10

5.1　共通機能（必須事項）.....10

5.2　高度機能（選択事項）.....14

6　申告事項.....18

6.1　環境試験に関する性能の申告事項.....18

6.2　環境試験に関する申告項目.....18

6.3　環境試験に関する判定基準ガイドライン.....18

6.4　スイッチングハブに関する申告事項.....20

7　構造・表示.....21

7.1　構造.....21

7.2　本体表示.....21

7.3　説明書などの記入事項.....21

関連規格.....23

日本防犯設備協会 RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）

防犯カメラ認定基準

Certification Standard for Security Camera

RBSS
0002 - 3
2008 年 10 月 6 日制定
（2010 年 10 月 5 日改正
2012 年 12 月 7 日改正）

1 適用範囲

この認定基準は、防犯カメラについて規定する。

注記 本適用範囲では、最低被写体照度（共通機能）の基準値の明るさで、カラーカメラとして機能するものを対象とする。ただし、高度機能として低照度時に白黒動作になるカメラは対象とする。白黒専用カメラ、暗視カメラ、特殊カメラ等は対象外とする。

防犯カメラは、NTSC 対応防犯カメラと IP-IF 対応防犯カメラ、その両機能を持つハイブリッド防犯カメラがある。

2 用語及び定義

この認定基準で用いる主な用語及び定義は、**SES E 0001（防犯に関する用語）、TTR-4601B:2008（CCTV 機器用語）、TTR-4605:2009(CCTV 機器スペック規定方法)**によるほか、次による。

2.1 NTSC 対応防犯カメラ

NTSC とはカラーテレビジョン方式であり、日本、アメリカ、カナダ、韓国などを中心に広く採用されている、世界の三大カラーテレビジョン方式の一つである。

NTSC 対応防犯カメラとは、走査線数やフィールド周波数、映像周波数帯域など NTSC 方式の各規格に準拠した防犯カメラである。映像信号伝送は同軸ケーブル等で行い、データ伝送量を抑えかつ描画回数増加のため 1 フレームを 2 フィールドに分割伝送する。

2.2 IP-IF 対応防犯カメラ

IP-IF 対応防犯カメラとは、撮影した映像信号をパケット信号として連続的にイーサネットケーブル等に送ることができる防犯カメラをいう。

IP-IF 対応防犯カメラは、**IEEE802.3** にもとづく**構内 LAN** の範囲で使用される防犯カメラで、各装置が IP アドレスを持ち、IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）と TCP や UDP で画像データや情報をやり取りする IF（インタフェース）を備えた機器をいう。

小規模ネットワークで、IP アドレスを持たないが RBSS 認定基準を満足するものは対象とする。

2.3 ハイブリッド防犯カメラ

ハイブリッド防犯カメラとは、NTSC 対応防犯カメラと IP-IF 対応防犯カメラの両方の出力を持ち、それぞれの出力に対応した NTSC 対応防犯カメラと IP-IF 対応防犯カメラの認定基準を両方同時に満足する装置をいう。

2.4 画素数と画像サイズ

画素数とは、防犯カメラの撮像素子の光電変換素子の有効画素数をいい、横の画素数と縦の画素数の積や横の画素数×縦の画素数で表示する。画像サイズとは、IP-IF 対応防犯カメラから出力される画像データの 1 画面当りの画素数や、デジタルレコーダ（防犯用）の記録画像サイズをいう。

2.5 高画素（メガピクセル）の画像サイズ

高画素（メガピクセル）の画像サイズとは、画素総数が 1 メガ(1,000,000)画素以上の画像サイズであるが、認定基準では、水平 1280 画素以上を前提として水平 1280 画素以上×垂直 720 画像以上であることをいう。

高画素（メガピクセル）防犯カメラは、上記基準以上の画像サイズを持ち、RBSS 高画素画質（静止画）を満たす IP-IF 対応防犯カメラをいう。

2.6 RBSS 画質（静止画）

RBSS 画質（静止画）とは、認定基準におけるデジタルレコーダの記録画像を評価するため、「デジタルレコーダ（防犯用）評価画像（DVD 版）」に 30 コマ/秒で記録した静止画をいう。

RBSS 画質（静止画）を記録再生し「RBSS 画質（静止画）評価シート」を使い評価を行い（デジタルレコーダ（防犯用）認定基準　別冊【付録資料 01】を参照のこと）評価基準を満足する画質レベルをいう。これを RBSS 画質（静止画）レベルとし、通常 RBSS 画質という。

防犯カメラにおいては、IP-IF 対応防犯カメラ映像を評価するために「RBSS 画質（静止画）A3 評価チャート」を撮影し、「RBSS 画質（静止画）評価シート」を使い評価を行い（防犯カメラ認定基準　別冊【付録資料 02】を参照のこと）評価を満足する画質レベルをいう。これを RBSS 画質（静止画）レベルとする。

2.7 RBSS フレーム画質（静止画）

RBSS フレーム画質（静止画）とは、防犯カメラにおいては、NTSC 対応防犯カメラのプログレッシブ方式撮像素子を持つ防犯カメラを評価するために「RBSS 画質（静止画）A3 評価チャート」を撮影し、「RBSS フレーム画質（静止画）評価シート」を使い評価を行い（防犯カメラ認定基準　別冊【付録資料 03】を参照のこと）評価基準を満足する画質レベルをいう。これを RBSS フレーム画質（静止画）レベルとする。

2.8 RBSS 高画素画質（静止画）

RBSS 高画素画質（静止画）とは、防犯カメラにおいては、IP-IF 対応防犯カメラの高画素（メガピクセル）防犯カメラを評価するために「RBSS 画質（静止画）A2 評価チャート」を撮影し、「RBSS 高画素画質（静止画）評価シート」を使い評価を行い（防犯カメラ認定基準　別冊【付録資料 04】を参照のこと）評価基準を満足する画質レベルをいう。これを RBSS 高画素画質（静止画）レベルとする。

2.9 解像度

解像度とは、被写体の細部がどの程度まで判別できるかを表す数値で、水平と垂直に分けて表示される。なお、水平解像度は画面の高さに相当する幅の中において、判別できる白黒の縦縞の本数を［TV 本］で表す。

2.10 最低被写体照度

最低被写体照度とは、被写体を認識できる限界の映像出力レベルを得るために必要な被写体照度をいう。

2.11 フォーカス調整

フォーカス調整機能とは、一般に、レンズの焦点（フォーカス調整あるいはピント）を合わせる機能を

示し、手動のマニュアルフォーカス調整と自動のオートフォーカス調整（AF）がある。

2.12 ホワイトバランス

ホワイトバランス機能とは、光源に合わせて色再現性を調整する機能で、白い被写体を撮影したとき、白く再現するように調整する。例えば、ATW（自動追従型ホワイトバランス）、ワンプッシュ型及びマニュアル型などの方式がある。

2.13 フリッカ補正

フリッカ補正機能とは、照明の点灯周波数と、カメラの垂直周波数との差によって発生する画面のちらつき（フリッカ）を補正する機能をいう。

2.14 デイナイト

デイナイト機能とは、カラーカメラにおいて、昼間など周囲が明るいときには通常のカラーカメラとして動作し、夜間など周囲が暗くなると、自動的に白黒に切り換わり、感度を上げる機能のこと。赤外線カットフィルタを機械的に取り外すなどで、白黒での感度を向上させる方法などがある。

2.15 電子感度アップ

電子感度アップとは、撮像デバイスの蓄積時間を通常より長くすることで、映像信号をフレーム又はフィールド単位で画像メモリ上に加算し、高感度化を図る機能。

2.16 ダイナミックレンジ拡大

ダイナミックレンジ拡大機能とは、逆光補正の機能の一つで、画面上の明部と暗部を同時に再現できる機能をいう。

2.17 PTZ 一体型

PTZ は、P（PAN：水平回転）、T（TILT：垂直回転）、Z（ZOOM：ズーム）の機能を搭載したものを示し、PTZ 一体型とは、カメラ一体型として構築されている複合タイプのカメラをいう。

2.18 フィールド間ノイズ

フィールド間ノイズとは、インターレース（飛び越し走査）方式の防犯カメラで動く被写体を撮影しフレーム記録した時に、再生画像で動く被写体にある縞模様に見えるノイズで、フィールド画像の記録時間差により起こる。このノイズはノイズ形状からコーミングノイズ（コーム＝櫛）とも言う。

2.19 記録一体型屋外用

記録一体型屋外用とは、撮影部と記録部が一体として機能することができ、屋外用として使用できる耐環境性能を持った防犯カメラをいう。基本的に遠隔からの常時監視や操作を必要とせず、単独で記録動作が出来ることを目的として定義される。

記録一体型屋外用は、RBSS 防犯カメラ認定基準の高度機能として定義され、撮影部と記録部が同一筐体に入っている一体型（スタンドアロン型）と、撮影部と記録部を近距離に設置する組合わせ型がある。

2.20　IP-IF 用語

この認定基準で用いる IP-IF 用語（いわゆるネットワーク関連用語）については、防犯カメラ　認定基準別冊【付録資料】に用語辞典類を紹介する。

3　標準構成（申請対象のシステム構成例）

RBSS 機器認定申請において、申請機器構成と組合せ構成品、推奨機器、動作概要の説明を下記要領で記載し提出すること。

3.1　申請機器の標準構成

申請する防犯カメラの標準構成における“システム構成”及び“被測定機器の範囲”は、代表例を申請の対象範囲が明確に判るように、下記の記載例を参考に記述すること。

防犯カメラの標準構成に係る接続方式の種類は、“NTSC 対応”、“IP-IF 対応”、及びその両方に対応する“ハイブリット”の 3 種類に区分される。“ハイブリット”の場合は、両方の代表例を記載すること。また、IP-IF 対応のタイプは【付録資料 05】を参照にすること。

下記タイプの機器は、申請対象外になるので注意すること。

① センサーライト付き防犯カメラ

② 画像センサーカメラ

③ IP-IF 対応エンコーダ

3.1.1　標準構成

防犯カメラの標準構成における“システム構成”及び“被測定機器の範囲”の代表例

（高度機能“5.2.10 記録一体型屋外用”の代表例については、別添の付属資料-08 を参照のこと ）

3.1.2　NTSC 対応防犯カメラ

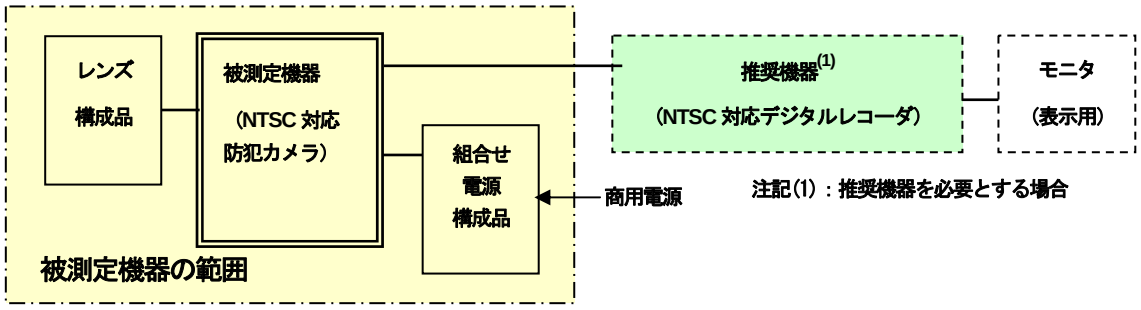

3.1.3　IP-IF 対応防犯カメラ

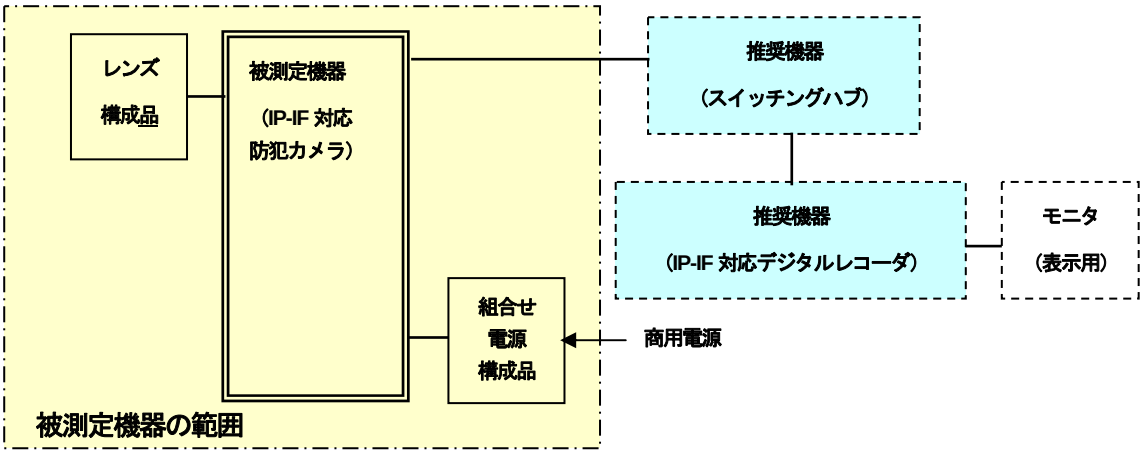

3.2 用語の意味

用語	概略説明
被測定機器の範囲	被測定機器の範囲とは、被測定機器が共通機能や高度機能を実現するために必要な機器構成の全てを対象とした範囲である。具体例としては、 防犯カメラの本体部に対して、レンズ構成部（分離型）及び組合せ電源構成部は被測定機器の範囲となる。また、IP-IF 対応防犯カメラで瞬時停電性能等を補完するために UPS が必要となる場合は、上述の内容に、UPS を含めたものが被測定機器の範囲となる。記録一体型屋外用の防犯カメラでは、撮影部、記録部、ハウジング、収納ボックス及び専用ケーブルなどを含め、被測定機器の範囲とする。
組合せ構成品	組合せ構成品とは、被測定機器が共通機能や高度機能を実現するために追加する機器をいう。具体的には、交換型レンズ、ハウジング、収納ボックス、SD カード、CF カード、SSD 及びリムーバブル記録ユニットなどが該当する。 組合せ構成品はカタログ・取扱説明書等で明示する必要がある（RBSS の HP 目録掲載に組合せ構成品を公開）。
組合せ電源構成品	組合せ電源構成品とは、被測定機器が共通機能や高度機能を実現するために動作する電源が商用電源（AC100V 等）以外の場合に使う機器をいう。具体的には、AC/DC 電源ユニット、動作上必要な場合に使用する UPS ユニットなどが該当する。これらの組合せ電源構成品で、電気用品安全法の対象機器は、証明書や取扱説明書等で明示する必要がある。(RBSS の HP 目録掲載に組合せ構成品を公開)
組合せ構成部品	組合せ構成部品とは、被測定機器が共通機能や高度機能を実現するために追加する部品をいう。具体的には、専用ケーブル、組合せ用販売ソフトウェア及びライセンスなどが該当する。 組合せ構成部品はカタログ・取扱説明書等で明示する必要がある（RBSS の HP 目録掲載に組合せ構成部品を公開）。
推奨機器	推奨機器とは、被測定機器が共通機能や高度機能を実現するために、組み合わせる必要がある場合の機器をいう。具体的には、IP-IF 対応防犯カメラの場合に、接続可能な IP-IF 対応デジタルレコーダ（防犯用）、スイッチングハブなどが該当する。スイッチングハブに使う接続モジュールやソフトは含まれない。また、単独に評価用として使用するモニタ等は、推奨機器の対象外とする。

3.3 動作概要の説明

申請する防犯カメラの【動作概要の説明】は、設置環境、機能性能の特長、高度機能や電源条件などを記載して、審査にあたっての判断を明確にするために「作成要領書」にもとづき記載する文章である。

①として、設置環境が屋内か屋外のいずれか、設置方法や形状の特長について『　』内に記載する。

②として、共通機能の内で特に特長としている機能を『　』内に記載する。

③として、高度機能として申請する項目を『　』内に、条件などを含めて全ての項目について記載する。

④として、3.4.2 組合せ電源構成品などの電源供給方式について『　』内に記載する。

3.4 “組合せ構成品”と“組合せ電源構成品”の種類

3.4.1 「レンズ構成」の種類について

「レンズ構成」には、“一体型レンズ”と“交換型レンズ”の 2 種類がある。(RBSS の HP 目録掲載に組合せ構成品を公開)。

(RBSS 機器認定申請の技術報告書には、代表例を参考に該当内容を具体的に記載すること)。

(1) 一体型レンズ

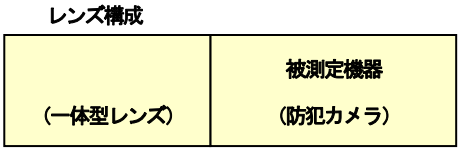

(2) 交換型レンズ

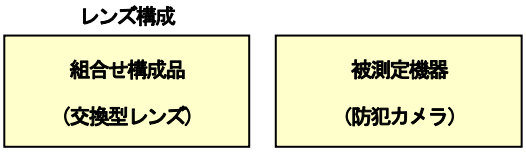

3.4.2 「組合せ電源構成品」の種類について

「組合せ電源構成品」として AC 電源部搭載型、AC 電源部分離型、PoE 機能型 (電源重畳機能型) 及び UPS を必要とする場合の 4 種類がある (RBSS の HP 目録掲載に組合せ構成品を公開)。(RBSS 機器認定申請の技術報告書には、代表例を参考に該当内容を具体的に記載すること)。

(1) AC 電源部搭載型

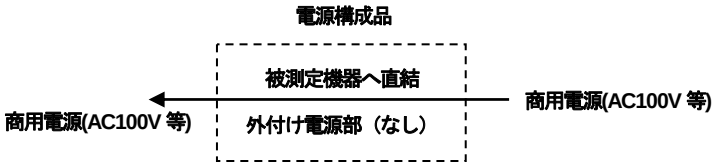

(2) AC 電源部分離型

(a) タイプⅠ

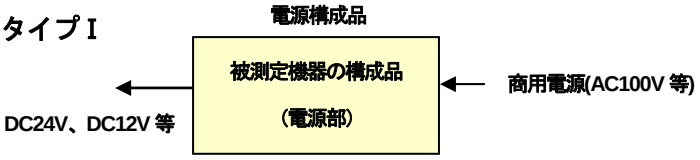

(b) タイプⅡ

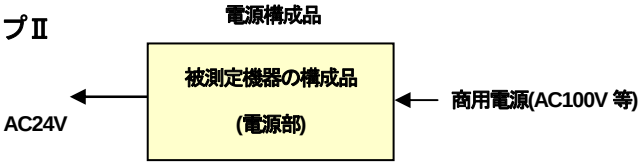

(c) タイプⅢ (施設・建物内の電源設備から供給される場合)

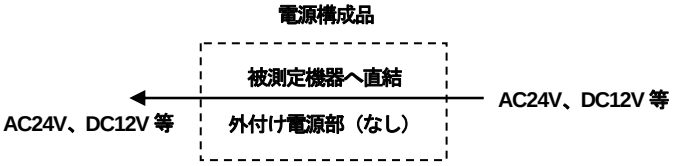

(3)　電源重畳機能型（電源ケーブルの省線化が可能タイプ）

（RBSS の HP 目録掲載に高度機能を公開）

(a)　電源重畳機能（同軸ケーブル）

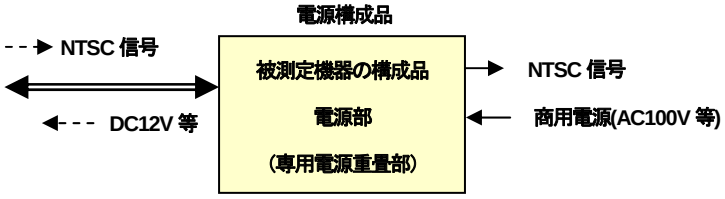

(b)　電源重畳機能（ネットワークケーブル）

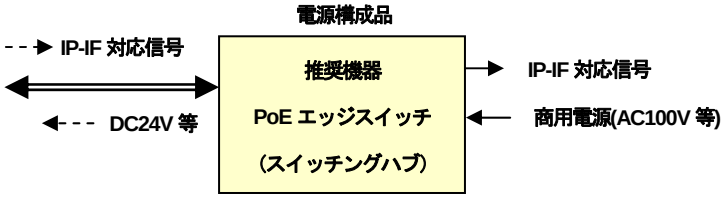

(4) UPS（無停電電源装置を UPS で記述する）を必要とする場合

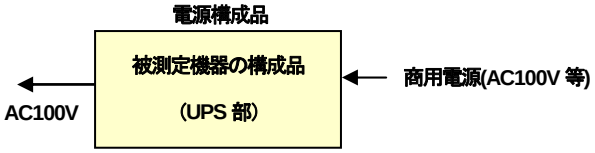

4　申請書類・技術報告書の提出について

優良防犯機器の各種申請において、申請書類一式を技術報告書として下記要領で提出することを原則とする。

申請タイプの NTSC 対応欄は NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応欄は IP-IF 対応防犯カメラを申請する場合に提出が必要なものである。ハイブリット防犯カメラを申請する場合は、その両方の対応の提出が必要である（両方が同一内容の書類等の場合は、代表申請タイプで可とする）。

		項　目	申請タイプ		申請書ファイル			備　考
			NTSC 対応	IP-IF 対応	正本	副本	申請事業者控え	
1		申請書等						機器認定に関する申請書の代表例を示す。その他、事業者資格審査等は申請書類作成要領に基づくこと。
	1.1	優良防犯機器認定申請書	○	○	1	2	1	(申請) 新規、OEM、シリーズ、変更、更新等
	1.2	同一性証明書	○	○	1	2	1	OEM ~~およびシリーズ~~申請時に提出すること。
2		技術報告書 及び関連資料 (1)	○	○	1	2	1	
	2.1	取扱説明書等	○	○	1	2	1	製品カタログ、製品仕様書、外観図、施工要領書等を含むこと。 ドラフト版で可とする。
	2.2	技術報告書	○	○	1	2	1	認定基準の技術報告書様式に基づき提出すること。
	2.3	技術解説及びソフト等	○	○	1	2	1	認定基準の技術報告書で補足解説が必要な項目について A4 版書類または CD-R 等で提出すること。
	2.4	評価試験実施の画像データ	○	○	1	2	1	提出用画像データを必要とする場合は、閲覧するソフトと共に CD-R 等に記録し、明細書添付で提出すること。
3		**推奨機器**						
	3.1	**推奨** **デジタルレコーダ関連**						組合せ推奨品がある場合は提出する。
	(a)	推奨一覧表	○	○	1	2	1	性能評価試験行なった機器。
	(b)	カタログ・製品仕様書	○	○	1	2	1	適合基準概要が判る資料、ドラフト版で可とする。

	(c)	評価画像データ	○	○	1	2	1	推奨機器の標準画像確認方法に基づき CD-R 等で提出すること。
	3.2	**推奨スイッチングハブ関連**						組合せ推奨品全てについて提出すること。
	(a)	推奨品一覧表	―	○	1	2	1	相互接続評価試験行なった機器を指定様式に基づき提出すること。
	(b)	カタログ・製品仕様書	―	○	1	2	1	ドラフト版で可とする。
4		CD-R（申請書類一式）	○	○	1	―	1	認定取得後の最終修正の反映版を PDF 形式の電子データとして提出すること。
5		実用動作サンプル	○	○	―	―	1	主要な型式の申請時、動作確認が出来る最小限の組合せシステムを準備すること。（例：防犯カメラの場合は確認用モニタ等も含む） 審査会議又は判定会議終了後に返却予定

提出内容：正本（1 冊）、副本（2 冊）

ファイル形式：A4 縦（目次のインデックスを付与すること）

注 (1)　2.1～2.4 項は、OEM、シリーズ、変更、更新等の申請において、特に、防犯機能・防犯性能に係る内容に変更がある場合に提出することを原則とする。

5　要求事項（防犯機能・防犯性能に係る内容について）

前提条件として

(1)　要求基準

技術報告書や添付資料により下記の内容であることを記述すること。

・申請するシステム構成がわかり易いように、技術報告書などに“3 標準構成”に基づくシステム構成図と、被測定機器及びそれに接続する機器構成を各項目に記述すること。

注記　記述内容が不明の場合には、詳細な報告書の再提出を依頼することもある。

5.1　共通機能（必須事項）

5.1.1　連続動作など

(1)　要求基準

映像出力の連続動作に係る性能が確保されていること。

(2)　要求基準を満足する内容

性能１：周期的に被測定機器の電源を停止する必要がなく、連続動作性能として、映像出力が、基準値（同期信号レベル：286mV±50mV、バースト信号レベル：286mV±50mV、サブキャリア周波数：3579545Hz±100Hz）を満足すること。

ただし、定期点検や消耗部品の交換による電源停止を除く。

性能２：RBSS 基準で決められたフレームレートで映像出力しコマ落ちがないこと。

性能 3：映像出力中に電源を停止（停電）させた際に、停電発生前の画質及びフレームレートと再起動後の画質及びフレームレートが同等であること。

性能４：被測定機器の保証する温度範囲内において、消耗部品を除く被測定機器の MTBF（平均故障間隔）が基準値（30,000 時間以上）を満足すること。

ただし消耗部品の交換時期の情報は、被測定機器使用者が容易に入手できること。

性能５：被測定機器において連続動作中に、ネットワーク応答監視機器からのネットワーク疎通確認に対して応答が可能であること。

(3)　判定内容

NTSC 対応防犯カメラは性能１及び性能４を満足すること。IP-IF 対応防犯カメラは性能２及び性能３及び性能４及び性能５を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.2　フォーカス調整

(1)　要求基準

フォーカス（ピント）調整ができること。

(2)　要求基準を満足する内容

機能１：フォーカス調整機能を有すること。

機能２：絞り開放機能を有すること。

機能３：フランジバック調整機能を有すること。

性能１：フォーカスが合うこと。

(3)　判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、下記判定内容を満足すること。

① オートフォーカス型、パンフォーカス型のカメラの場合は、機能 1 及び性能 1 の基準を満足すること。

② レンズ交換型カメラの場合は、機能 1 及び機能 2 及び機能 3 及び性能 1 の基準を満足すること。

③ バリフォーカルレンズ搭載型カメラの場合は、機能 1 及び機能 2 及び性能 1 の基準を満足すること。

ただし、レンズ交換型及びバリフォーカルレンズ搭載型において、機能 2 は「調整時 ND フィルタを使用する」等の絞りを開放させて調整する旨の注意書きでも代替可能とする。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.3 画角調整

(1) 要求基準

光学的に画角を調整する機能があること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：レンズの焦点距離比が 2 倍以上あること。

機能 2：焦点距離比 2 倍以上のレンズが装着できる構造を有すること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、下記判定内容を満足すること。

① レンズ一体型カメラの場合は、機能 1 を満足すること。

② レンズ交換型カメラの場合は、機能 2 を満足すること。

評価内容（判定・測定結果及び適合レンズ一覧など）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.4 逆光補正

(1) 要求基準

逆光補正機能があること。

(2) 要求基準を満足する内容

逆光補正機能又はダイナミックレンジ拡大機能があること。

機能 1：逆光補正機能として、輝度信号レベルが、25 （IRE または%）以上 90 （IRE または%）以下であること。ただし、NTSC 対応防犯カメラは「IRE」、IP-IF 対応防犯カメラは「%」単位とする。

機能 2：ダイナミックレンジ拡大機能として、ダイナミックレンジ拡大比：20dB 以上を満足すること（高度機能「5.2.6（ダイナミックレンジ拡大）機能」測定法に基づく）。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、機能 1 か機能 2 のいずれかを満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.5 自動映像レベル調整

(1) 要求基準

被写体の明るさに応じて映像レベルを自動で調整可能なこと。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：アイリス制御機能（ALC (Auto Light Control)）があり、かつ、ゲイン制御機能（AGC (Auto

Gain Control)）があること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.6 ホワイトバランス

(1) 要求基準

防犯カメラ周辺の照明環境の変化にあわせ、防犯カメラのホワイトバランスを自動で追従させる機能を有すること。さらに、画面内に彩度の高い物体が大きく写りこむ場合でも、白い被写体を白色に再現する機能を有すること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：ATW（自動追従型ホワイトバランス）機能を有すること。

機能 2：ワンプッシュ型自動ホワイトバランス機能を有すること。

機能 3：マニュアル型ホワイトバランス機能を有すること。

機能 4：追従範囲制限型 ATW 機能を有すること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、機能 1 の基準を満足すること。さらに機能 2 か機能 3 か機能 4 のいずれかの基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.7 フリッカ補正

(1) 要求基準

フリッカを低減する機能があること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：1/100 シャッターによりフリッカを低減する機能があること。

機能 2：その他の方法で、フリッカを低減する機能があり、基準値（フリッカによる信号の振れ幅が 5（IRE または%）以下）を満足すること。ただし、NTSC 対応防犯カメラは「IRE」、IP-IF 対応防犯カメラは「%」単位とする。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、機能 1 か機能 2 のいずれかを満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.8 ノイズ特性

(1) 要求基準

必要な SN 比などのノイズ性能が確保されていること。

(2) 要求基準を満足する内容

性能 1：AGC が OFF 時の SN 比が 48dB 以上であること。

性能 2：8bit システムのノイズ特性値は 5 以下、10bit システムノイズ特性値は 20 以下であること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラは性能 1 を満足すること。IP-IF 対応防犯カメラは性能 2 を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.9 解像度

(1) 要求基準

水平解像度の性能が確保されていること。

(2) 要求基準を満足する内容

性能 1：水平解像度が 470TV 本以上あること。

性能 2： 解像度として、共通機能 5.1.11「画質と画像サイズとフレームレート」を満足すること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラは性能 1 を満足すること。IP-IF 対応防犯カメラは性能 2 を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.10 最低被写体照度

(1) 要求基準

暗い場所でもカラー動画撮影が可能であり、最低被写体照度の性能が確保されていること。

(2) 要求基準を満足する内容

性能 1：カラー動画撮影時の最低被写体照度が基準値「標準タイプ：3lx 以下、10 倍以上の高倍率ズーム搭載タイプ：4lx 以下、スモークドーム搭載タイプ：8lx 以下」を満足すること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果・計算式等）が記載された技術報告書で判定する。

5.1.11 画質と画像サイズとフレームレート

(1) 要求基準

RBSS 画質（静止画）を満たす画質設定が可能なこと。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：圧縮方式が明確であること。

性能 1：画像サイズが水平 640 画素以上×垂直 240 画素以上であり、RBSS 画質（静止画）を満たす画質が設定可能であること。

性能 2：動画像圧縮方式の場合、画崩れ等が生じないこと。

性能 3：フレームレートが 7.5 コマ／秒以上であること。

(3) 判定内容

IP-IF 対応防犯カメラは機能 1 により規定される圧縮方式が、

① 静止画圧縮方式であれば性能 1 及び性能 3 を満足すること。

② 動画圧縮方式であれば性能 1 及び性能 2 及び性能 3 を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書と提出画像で判定する。

5.2 高度機能（選択事項）

5.2.1 最低被写体照度（ 高感度タイプ ）

(1) 要求基準

暗い場所でもカラー動画撮影が可能であり、最低被写体照度の性能が確保されていること。

(2) 要求基準を満足する内容

性能 1：カラー動画撮影時の最低被写体照度が基準値（0.5 lx 以下）を満足すること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果・計算式等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.2 デイナイト

(1) 要求基準

明るい場所でのカラー撮影が可能なこと、赤外カットフィルタが外れている状態で撮影した時の最低被写体照度が基準値であること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：明るい場所でのカラー撮影が可能なこと（基準値：8 色以上）。

機能 2：暗い場所で近赤外光を利用した撮影が可能なこと。

性能 1：近赤外光を利用した時の最低被写体照度が、基準値（0.5 lx 以下）を満足すること。

機能 3：暗い場所で、搭載した近赤外光源により撮影が可能なこと。照射する近赤外光源の寿命は、30,000 時間以上であること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、下記の判定内容を満足すること。

① 近赤外光源非搭載型カメラの場合は、機能 1 及び機能 2 及び性能 1 を満足すること。

② 近赤外光源搭載型カメラの場合は、すべての要求基準を満足すること。

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果・計算式等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.3 電子感度アップ

(1) 要求基準

撮像デバイスの蓄積時間を通常より長くして、感度アップする機能があること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：電子感度アップ機能を使用した場合に、照度の変化に応じて自動で蓄積時間を制御し、かつ最低被写体照度を下げることが可能であること、最低被写体照度が、基準値（0.5 lx 以下）を満足すること。ただし、露光時間は 2/15 秒以内とすること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果・計算式等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.4 電源重畳

(1) 要求基準

防犯カメラに同軸ケーブルまたはネットワークケーブル1本だけで電源供給が出来る機能があること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能1:同軸ケーブルまたはネットワークケーブル1本だけで防犯カメラに電源供給が出来ること。

性能1：同軸ケーブル1本だけで接続された専用重畳電源部の出力端子から、正常なカラー映像が得られること。ただし、取扱説明書に記載された最大配線距離で共通項目の全項目を測定実施しこれを満足すること。

性能2：PoEスイッチングハブ等の電源重畳部から防犯カメラにネットワークケーブル1本だけで電源が供給できること。また、電源重畳部の出力ネットワーク上で正常なカラー映像が得られること。ただし、取扱説明書に記載された最大配線距離で共通項目の全項目を測定実施しこれを満足すること。

(3) 判定内容

NTSC対応防犯カメラは機能1及び性能1を満足すること。IP-IF対応防犯カメラは機能1及び性能2を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.5 ドームカメラ耐衝撃

(1) 要求基準

外部からの衝撃に対して容易に破壊されず、かつ簡単にカバーを開けることが出来ず、かつケーブルが露出しないような配線がおこなえる構造であること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能1：耐衝撃（バンダルレジスタンス又はプルーフ）構造であること。

機能2：素手及びプラス又はマイナスドライバーでは、簡単に開けることが出来ない構造であること。

機能3：配線ケーブルが露出しないような設置が可能な構造であること。

(3) 判定内容

NTSC対応防犯カメラ、IP-IF対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.6 ダイナミックレンジ拡大

(1) 要求基準

ダイナミックレンジ拡大比の性能が確保されていること。

(2) 要求基準を満足する内容

性能1：ダイナミックレンジ拡大比が40dB以上であること。

(3) 判定内容

NTSC対応防犯カメラ、IP-IF対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.7 PTZ 一体型

(1) 要求基準

水平回転機能、垂直回転機能、プリセット機能、オートパン機能、ズーム機能を備えたカメラであること。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：水平回転機能を有し、水平回転角度が 330°以上であること。

機能 2：垂直回転機能を有し、垂直回転角度範囲が水平視を 0°として、下向（5°以下～85°以上）、又は上向（5°以下～85°以上）であること。

機能 3：ズーム機能を有し、レンズの焦点距離比が 10 倍以上であること。

機能 4：プリセット機能を有し、16 ポジション以上設定可能であること。フォーカス調整機能を有すること。

機能 5：一連の動作によって画像が上下左右反転する場合は、画像の上下左右反転機能、又は機械的な動作によって画像の上下左右機能が正常に動作すること。（垂直回転角度が 90°程度で一連の動作によって画像が上下左右反転しない場合は、対象外）

機能 6：オートパン機能を有すること。（ただし、プリセットした位置をシーケンシャルに自動表示する機能等でも可）

機能 7：水平回転速度が連続的又は段階的に可変ができること。

機能 8：垂直回転速度が連続的又は段階的に可変ができること。

性能 1：プリセット位置精度が TELE 端において、水平方向及び垂直方向とも基準値（画面の±1/4 以下）を満足すること。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書で判定する。

5.2.8 フィールド間ノイズ低減

(1) 要求基準

画素数が水平 640 画素以上×垂直 480 画素以上で、フレーム記録再生時にフィールド間ノイズが発生しないこと。

(2) 要求基準を満足する内容

機能 1：画素数が VGA 以上のプログレッシブ（全画素読み出し）方式撮像素子を搭載したカメラで、映像出力形式が NTSC 方式のものであること。

機能 2：ODD フィールドを先頭とすることができること。

性能 1：RBSS フレーム画質（静止画）を満たす画質であること。

性能 2：組合せデジタルレコーダ（防犯用）に動画像を記録し、フレーム再生画像でフィールド間ノイズが見えないこと。

(3) 判定内容

NTSC 対応防犯カメラは、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書と提出画像で判定する。

5.2.9　高画素（メガピクセル）

(1)　要求基準

画像サイズが、水平 1280 画素以上、垂直 720 画素以上あり、RBSS 高画素画質（静止画）を満たす画質が設定可能であること。

(2)　要求基準を満足する内容

性能１：画像サイズが、水平 1280 画素以上、垂直 720 画素以上あり、RBSS 高画素画質（静止画）を満たす画質が設定可能であること。

(3)　判定内容

IP-IF 対応防犯カメラはすべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果等）が記載された技術報告書と提出画像で判定する。

5.2.10　記録一体型屋外用

(1)　要求基準

撮影部と記録部が一体として機能でき、屋外用として使用できる耐環境性能を持っていること。

(2)　要求基準を満足する内容

機能１：撮影部の他に記録部及び電源部があり、一体として機能すること。

機能２：記録レートと記録時間が基準値を満足すること。

機能３：記録画像を取り出し、確認用ソフトなどを使って再生が可能なこと。

機能４：記録部の機器正常確認と機器異常確認機能があること。

機能５：調整用モニター出力があること。

性能１：入力映像を連続記録する性能基準を満足すること。

性能２：記録画質と画像サイズが基準値を満足すること。

性能３：被測定機器の日時が基準精度を確保できること。

性能４：屋外用としての耐環境性能があること。

表記１：基本操作の手順を記載した書類を提出すること。

(3)　判定内容

NTSC 対応防犯カメラ、IP-IF 対応防犯カメラとも、すべての要求基準を満足すること。

評価内容（判定・測定結果・計算式等）が記載された技術報告書で判定する。

6 申告事項

6.1 環境試験に関する性能の申告

本機器認定基準においては、申請機器についての環境試験に関する確認を必要とする。

申告の評価については、

① 6.3 項の判定基準ガイドラインにもとづき評価を行うこと。

② あるいは自主試験で評価を行うこと（判定基準ガイドラインと同等以上の試験を実施していることを示す技術報告書を提出すること）。

自主試験の申告内容が不明の場合には、詳細な報告書の再提出を依頼することもある。

注記 上記の「同等以上」の定義として、試験条件、試験方法の差異は単純に比較できないこともあり、同等以上であることの比較ができない場合があるので、その条件などを申告することとする。

例えば、「自主試験基準 XY-2010-3 を使い 10 年以上実施の実績あり」等により申告することができる。

6.2 環境試験に関する申告項目

環境試験の申告項目は、下記の 3 分類がある。

性能 1：法律に適合する性能

電気用品安全法で規定された内容を満たす試験を実施していること。

性能 2：**SES E 0004-2（環境試験規格）**の中から必要とする性能

耐熱性、耐寒性、供給電源電圧変動、絶縁抵抗、絶縁耐圧、正弦波振動について、環境試験を実施していること。

性能 3：RBSS 機器としての追加性能

瞬時停電、静電気放電イミュニティ、サージイミュニティ、耐雨について、環境試験を実施していること。

6.3 環境試験に関する判定基準ガイドライン

6.3.1 性能 1：電気用品安全法で規定された内容を満たす試験

電気用品安全法の対象の場合は、電気用品安全法の**”特定電気用品以外の電気用品”**適合であること。

また、機器動作にあたって電源プラグ、電源コード、電源装置など、電気用品安全法の特定電気用品を必要とする場合には、それらが同検査成績書に PSE マークが必要な重要部品として記載されていること。

注記

(1) 防犯用カメラは、一般的に電気用品安全法の非対象である。

(2) 防犯用カメラに「警報機」機能がある場合など不明な場合には同法の対象・非対象判定の審査が経済産業省において行われる。該当機種が同法の“特定電気用品以外の電気用品”対象の場合、同検査基準に合格か不合格かの判定は自主宣言方式であり、合格判定は第三者審査機関検査だけでなく自社検査でも良い。

第三者機関の検査成績書又は自主検査成績書のいずれかを提出すること。

6.3.2 性能 2：SES E 0004-2（環境試験規格）の中から必要とする性能試験

(1) 耐熱性

屋内機器の場合は、**SES E 0004-2（環境試験規格）**「4.1.1 高温（耐熱性）」の等級 1 の試験後、動作に異常がないこと。

屋外機器（**6.3.3.(4)**項に該当する機器）の場合は、**SES E 0004-2（環境試験規格）**「4.1.1 高温（耐熱性）」の試験で、50℃±2℃、2h 放置後、動作に異常がないこと。

(2) 耐寒性

屋内機器の場合は、**SES E 0004-2（環境試験規格）**「4.1.2 低温（耐寒性）」の試験で、0℃±3℃、2h 放置後、動作に異常がないこと。

屋外機器（**6.3.3.(4)**項に該当する機器）の場合は、**SES E 0004-2（環境試験規格）**「4.1.2 低温（耐寒性）」の試験で等級 3 の試験後、動作に異常がないこと。

(3) 供給電源電圧変動

SES E 0004-2（環境試験規格）4.2.1 項の等級 1 において異常がないこと。

ただし、電源重畳機能カメラの場合には電源部などと一体で試験する。AC 電源部分離型(3.4.2(2))は試験を省略できる。

(4) 絶縁抵抗

SES E 0004-2（環境試験規格）5.2.2 項の等級 1 において異常がないこと。

ただし、電源重畳機能カメラの場合には電源部などと一体で試験する。AC 電源部分離型(3.4.2(2))は試験を省略できる。

(5) 絶縁耐圧

SES E 0004-2（環境試験規格）5.2.1 項の等級 2 の試験を実施して異常がないこと。

ただし、信号端子、レンズコネクタは除く。また、電源重畳機能カメラの場合には電源部などと一体で試験する。AC 電源部分離型(3.4.2(2))は試験を省略できる。

(6) 正弦波振動

SES E 0004-2（環境試験規格）4.3.1 項の等級 2 の試験後、動作に異常がないこと。

6.3.3 性能 3：RBSS 機器としての追加性能試験

(1) 瞬時停電性能

IEC-61000-4-11:2004 の試験などで、瞬時停電性能試験を実施して異常がないこと。

ただし、電源重畳機能カメラの場合には電源部などと一体で試験する。AC 電源部分離型(3.4.2(2))は試験を省略できる。

(2) 静電気放電イミュニティ

IEC-61000-4-2:2008 の試験などで、静電気放電イミュニティ性能試験を実施して異常がないこと。

ただし、印加場所は信号端子、レンズコネクタは除き、かつ利用者が容易にさわれる場所とする。また、電源重畳機能カメラの場合には電源部などと一体で試験する。AC 電源部分離型(3.4.2(2))は AC 電源部の試験を省略できる

(3) サージイミュニティ（雷サージへの対応性能）

IEC-61000-4-5:2005 の試験などで、サージイミュニティ性能試験を実施して異常がないこと。ただし、電源重畳機能カメラの場合には電源部などと一体で試験する。AC 電源部分離型(3.4.2(2))は試験を省略できる。

(4) 耐雨

屋外機器の場合には、耐雨性能として **JIS C 0920:2003［電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）］**に規定する防水試験を行い、IP 表現の第 2 特性数を明示した書類があること。（例：IPX6 など）

6.4 スイッチングハブに関する申告事項

IP-IF 対応防犯カメラを申請するためには、申請機器との相互接続性を確認したスイッチングハブを申告する必要がある。

6.4.1 に推奨スイッチングハブの技術報告書を示す。推奨スイッチングハブは RBSS の HP 目録に公開する。また、第 5 章で測定用に使用するスイッチングハブは推奨スイッチングハブから選出すること。

6.4.2 に推奨スイッチングハブとして申告するため、スイッチングハブ提供会社に提出を依頼する確認用チェックシートを明示する。申請会社はこのチェックシートなどを使い、推奨スイッチングハブの機能性能を整備することが望まれる。

6.4.1 推奨スイッチングハブの申告方法

(1) 申請機器に接続する推奨スイッチングハブの一覧を提出する。

推奨スイッチングハブの一覧は、別紙-1「推奨スイッチングハブ一覧」に従い記述する（別冊【付録資料 06】参照）。

この技術報告内容は、**RBSS の HP** 目録に公開する。

申請会社は、申請機器のカタログやホームページに、推奨スイッチングハブの一覧を掲載する。また、掲載機器に変更があった場合、適時に掲載情報の変更を行い、変更申請を届け出る。

6.4.2 推奨スイッチングハブの機能・性能の自主確認方法

(1) 申請機器に接続する推奨スイッチングハブについては、機能一覧、**RFC2544** に基づく性能測定結果を記載できる、別紙-2「推奨スイッチングハブ機能・性能確認用チェックシート」（別冊【付録資料 07】参照）などを使い、スイッチングハブ提供会社に提出を依頼し、記録を保管する。

7　構造・表示

構造・表示については、技術報告書や添付資料により下記の内容であることを申告すること。

7.1　構造

構造は、次の項目を満足することとする。

(1)　接続は、極力誤接続できない構造とすること（接続コネクタ形状を変える、配線の色分けがある、端子名表示がある、など）。このような構造が取れない部分については、誤接続に対する破損防止策や取扱説明書等に注意書きがあること。

(2)　保守点検がしやすいこと。消耗部品の交換時期をうながす注意書きがあること。

(3)　取り付けに方向性を有する機器は、明確に表示があること。

7.2　本体表示

本体には、次の項目を見やすいところに表示することとする。

(1)　製造業者名又は輸入業者名

(2)　品名・品番

(3)　製造年月又は製造番号

(4)　定格（定格電圧、定格電流又は定格消費電力、定格周波数）
ただし、電源重畳機能の定格表示は、電源部の表示としてもよい。

(5)　PSE マーク[(1)]

注[(1)]　電気用品安全法に規定する表示（電気用品安全法の対象の場合）

7.3　説明書などの表示事項

取扱説明書・取付説明書、カタログ・パッケージなどへの表示事項は、表１の「○」については必須として記載すること。

注記　申請時のカタログや取扱説明書については、免責事項やRBSSロゴ・デザインを記載したカタログやホームページデザインなどのドラフト案あるいはカタログやホームページデザインにシールなどを張り付けたものでも可（コピー可）とする（RBSS認定の合格通知がなされた後には、正式版を提出すること）。

表１　表示事項の該当一覧表

項　目	取扱説明書・取付説明書などへの表示事項	カタログ・ホームページなどへの表示事項	備　考
(1)　品名・品番	○	○	
(2)　各部名称	○	―	
(3)　機能、主な仕様	○	○	
(a)　定格・性能など（定格電圧、定格電流又は定格消費電力、定格周波数）[(1)]	○	○	
(b)　防水性能	○	○	IP コードなど

（屋外設置が可能な場合）			
(c) 使用温度範囲	○	○	
(4) 操作方法・設定方法	○	－	
(5) 組合せ方法（必須構成品）			
(a) 適合レンズ一覧（レンズ分離型の場合）	記載が望ましい	○	レンズの組合せを必要とする場合
(b) 電源部（分離型の場合）	記載が望ましい	○	電源部を必要とする場合
(c) 構成部品 **・ハウジング・収納ボックスなど**	**記載が望ましい**	**○**	**ハウジングなどを必要とする場合**
(6) 組合せ推奨品			必要とする場合
(a) 推奨デジタルレコーダ	記載が望ましい	○	推奨品一覧表で可
(b) 推奨スイッチングハブ	記載が望ましい	○	推奨品一覧表で可
(7) 取付方法、配線方法[6]	○	記載が望ましい	**記録一体型防犯用の場合、設置条件（高さ）、施工方法の記載が必須**
(8) 取扱注意事項	○	－	
(9) 保守・点検方法	記載が望ましい	－	
(10) 不具合などのトラブルに対する対策法	○	－	トラブルシューティングなど
(11) 免責事項[2]	－	○	防犯事項について
(12) その他			
(a) その他[3]	○	○	
(b) RBSS マークについて[4]	－	○	
(c) ローリングシャッターについて[5]	○	記載が望ましい	

注[1]	電気用品安全法に規定する表示
注[2]	免責事項の例：RBSS 機器認定の適合商品について （カタログや取扱説明書などに記載する例） **【本製品は、犯罪抑止等を意図して製作された商品ですが、犯罪の防止・安全を完全に保証するものではございません。万一被害など発生致しましても、当社は責任を負いかねますのでご了承下さい。】**
注[3]	その他の例：問合せ窓口（住所、部署名、電話、FAX、受付時間など）
注[4]	RBSS マーク表示場所の例：RBSS マークは、製品カタログの認定型式が明確に判るように、認定型式の周辺に表示を必ず行うこと。さらに“RBSS マークの説明”、**注[2]** で示した“RBSS 認定品に関する免責事項”を任意のページの一ヶ所に必ず表示することを原則とする（但し、HP については、当面“記載が望ましい”範囲として取扱う）。

注(5)	ローリングシャッター方式搭載カメラの例：CMOS 撮像素子を使用したローリングシャッター方式の防犯カメラは、旋回台に搭載したり、大きな画角で動く被写体を撮影する場合に、建物の柱や被写体が大きくゆがみ、実際とは大きく違う画像が出力される。取扱説明書などに、実際と大きく異なる画像が出力されることを明示すること。
注(6)	工事説明書があり、設置条件（高さ等）、施工方法等の記述があることを条件とする。特に高所設置に関する記述内容が適切であること。

関連規格：	**SES E 0001**	**防犯に関する用語**
	SES E 0004-2	**環境試験規格**
	JIS C 0920:2003	**電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）**
	TTR-4601B:2008	**CCTV 機器用語(JEITA)**
	TTR-4602B:2007	**CCTV 機器スペック規定方法(JEITA)**
	TTR-4605:2009	**CCTV** 機器スペック規定方法**(**ネットワークカメラ用 **JEITA)**
	電気用品安全法	
	IEC-61000-4-2:2008	**静電気放電イミュニティ**
	IEC-61000-4-5:2005	**サージイミュニティ（雷サージへの対応性能）**
	IEC-61000-4-11:2004	**瞬時停電性能**

【改正等の履歴】改正・追加・訂正・削除などの履歴

(3)　2012.12.7 改正

・RBSS 2010“防犯カメラ”基準に対し、一部補足的な機能の追加を行なった。主な変更点は、

① 5.2 高度機能 ”5.2.2 デイナイト”に、0 ルクス対応の近赤外光源を搭載したカメラ機能を追加

② 5.2 高度機能 ”5.2.10 記録一体型（屋外用）”の追加

を行なったことである（文中のアンダーライン及び蛍光マークの箇所）。

(2)　2011.5.15 訂正

・“公益社団法人 日本防犯設備協会”への新法人移行による名称変更

（基準の内容の変更ではないことから、改正として扱わないこととした。）

(1)　2010.10.5 改正

“RBSS 2010”基準の改正は、機器品目が同一である“防犯カメラ”に対して機能追加を行なったものである。

・2008 年 10 月制定の NTSC 対応防犯カメラに、IP-IF 対応防犯カメラの機能追加を組入れた。

・IP-IF 対応防犯カメラの機能追加を行なうことで、NTSC 対応防犯カメラにおいて文章表現の判り難い箇所も修正し、その他両者の整合も図った。

・主要な変更点は、冒頭の『防犯カメラ認定基準の要点』を参照のこと。

注記　RBSS 認定基準書作成 WG、カメラグループの構成委員は割愛する。

RBSS 0002－3
防犯カメラ認定基準

発　行　　2012 年（平成 24 年）12 月

編　集　　公益社団法人 日本防犯設備協会
RBSS 委員会（優良防犯機器委員会）

この基準は、著作権法で保護対象となっている著作物です。本書に記載の内容を転載される場合は、事前に日本防犯設備協会の承諾を得てください。
この基準についての意見又は質問は、日本防犯設備協会 RBSS 担当にご連絡ください。

発行所　　公益社団法人 日本防犯設備協会
〒105－0013　東京都港区浜松町 1－12－4（第 2 長谷川ビル）
TEL:03-3431-7301　FAX:03-3431-7304　E-mail：info@ssaj.or.jp